

施策の基本的な方向

重点課題1 政策・方針決定過程への女性の参画をすすめる

現状と課題

男女共同参画社会を実現していくためには、これまでの男性主導の社会を見直し、あらゆる分野で女性の意見や考え方を活かしていくことが重要です。

女性の社会進出は進んできましたが、行政、企業、地域活動などで、政策・方針決定の場への女性の参画はまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、社会のあらゆる分野で政策・方針決定過程への女性の参画を拡げていくとともに、県は率先して積極的な取組みを進め、さらに、企業や民間団体などにも女性の参画拡大を働きかけていく必要があります。

施策の方向

(1)行政における女性の参画拡大

1. 県の審議会等委員については、公募制の拡大や推薦団体への協力要請等女性の登用の条件整備を進め、女性の登用の促進と女性のいない審議会等の解消に努めること。
2. 県の行政委員会委員への女性の登用を促進すること。
3. さまざまな分野で活躍する女性の発掘・把握に努めるとともに、女性有識者人材に関する情報の整備とその活用に努めること。
4. 女性の県職員について、採用、昇任、管理職への登用や職域の拡大を積極的に進めるとともに、研修の実施等による人材育成を行うこと。
5. 女性の県職員の方針決定過程への参画拡大のため、管理職をはじめとする職員等への意識啓発を行うこと。
6. 市町村における審議会等委員への女性の登用促進および女性の職員の管理職への登用や職域拡大がされるよう、必要な情報の提供などの支援を行うこと。

(2)事業者における女性の参画拡大への働きかけ

1. 女性の管理職や役員等への登用を促進するため、関係機関等と連携をとりながら、社会気運を高める啓発を行うとともに、自主的な取組みを進めるための情報提供を行うこと。
2. 商工自営業において、経営などの方針決定の場へ女性の参画が進むよう、能力開発のための取組みを推進すること。
3. 農林漁業において、経営や地域社会の方針決定の場へ女性の参画が進むよう、能力開発の取組みを推進すること。

(3)民間団体や地域活動における女性の参画拡大への働きかけ

1. 民間団体における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関と連携を取りながら、意識啓発を行うこと。
2. 自治会やPTAなどの地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、市町村と連携して意識啓発を行うこと。

(4)女性のエンパワーメント

1. 女性の方針決定の場への参画を進めるための社会的気運が高まるよう啓発を行うこと。
2. 各種講座や研修会などを通じて、女性の人材育成に努めること。
3. 女性団体・グループ等のネットワークづくりを支援するとともに、活動拠点づくりを進めること。
4. さまざまな分野における女性の方針決定の場への参画状況について定期的に調査を行うとともに、女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供を行うこと。

重点課題2 男女共同参画意識をたかめる

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、女性や男性の行動を制約し、とりわけ女性が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の妨げとなっています。

このため、県民一人ひとりが、今なお根強く残っている固定的な性別役割分担意識による慣習や慣行等を自らの課題ととらえて意識の変革に取り組むことが必要です。

施策の方向

(1)男女で築く充実した家庭生活

1. 男女の自立と連帯によるうるおいとゆとりのある家庭づくりのため、さまざまな広報媒体を有効に活用して、機会をとらえた広報・啓発活動を展開すること。
2. 男女が対等な立場で家庭的責任を果たしていくよう、県、市町村、民間企業、各種団体等が主催する各種研修・セミナーなど、さまざまな機会をとらえて意識啓発を行うこと。
3. 身近な家庭生活の中から男女共同参画が実践されるよう、家庭教育や生涯学習などの担い手となる人材の育成に努めること。
4. 県民の意識・実態を継続的かつ定期的に把握するとともに、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行うこと。

(2)男女で築く住みよい地域社会

1. 男女共同参画の視点に立って慣習・慣行等の見直しが進むよう、さまざまな広報媒体を有効に活用して、機会をとらえた広報・啓発活動を展開すること。
2. 地域活動へ男女が参画していけるよう、県、市町村、民間企業、各種団体等が主催する各種研修・セミナーなど、さまざまな機会をとらえて意識啓発を行うこと。
3. 地域から男女共同参画の取組が進むよう、生涯学習や地域活動のリーダーとなる人材の育成に努めること。
4. 県民の意識・実態を継続的かつ定期的に把握するとともに、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行うこと。
5. NPO等の団体が行う社会的活動に対して、活動しやすい環境整備や必要な情報の提供などを行うこと。

(3)男女で築く活力ある職場

1. 雇用の分野における各種の法制度を広く県民に周知するとともに、男女の均等な雇用機会および待遇の確保が図られるよう、関係機関と連携して、広報・啓発活動を展開すること。
2. 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)が進むよう、事業主に対して男女共同参画に関する情報の提供や研修を行うこと。

3. 労働者の男女共同参画意識を高めるための研修などに対して、必要な情報の提供などの支援を行うこと。
4. 県の各機関が他の事業者の模範となるよう、いきいきと働くことができる職場環境づくりを進めること。

(4)男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

1. 固定的役割分担意識に捉われず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む幼児教育・学校教育を推進すること。
2. 進路指導に当たっては、児童生徒一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう配慮した指導を行うこと。
3. 教職員自らが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めるため、研修等の取組みを推進すること。
4. 高等教育機関における教育や研究活動において、男女の共同参画を推進すること。

(5)メディアにおける人権の尊重・情報活用能力の向上

1. メディアによる不適切な性・暴力表現等の排除に向けた社会的気運を高めるよう、広報・啓発や学習機会を充実すること。
2. メディアにおける男女の人権とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組みがされるよう、メディアに対して協力を求めること。
3. 不適切な性・暴力表現を扱ったメディアから青少年等を保護し、また、青少年に有害な図書の排除等の地域環境浄化活動や啓発活動を推進すること。
4. 行政の広報・刊行物などにおいて、固定的な性別役割表現や性差別的な表現がないか、あるいは結果的にこれを容認する表現になっていないかを点検し、是正すること。
5. 学校教育や生涯学習を通じて、メディアからもたらされる膨大な情報を主体的に読み解き活用する能力(メディア・リテラシー)の向上のための支援を行うこと。

(6)国際的な取組みとの協調

1. 男女共同参画に関する国際的な取組などについての情報収集・提供を行うとともに、国際理解の促進のための学習機会の提供を行うこと。
2. 外国人との交流を深め相互理解が深まるよう、国際交流活動を行うNPO等の民間団体の活動やネットワークづくりの支援を行うこと。

重点課題3 生涯を通じた男女の性と健康をまもる

現状と課題

男女が互いの性について理解を深めることによって、互いを尊重する意識を持つことは、男女の対等なパートナーシップの基礎となるものです。女性も男性も互いの身体的特性や性が抱えるさまざまな問題を十分に理解し合うとともに、社会全体で理解を深めていくことが大切です。

このため、男女それぞれのライフステージに応じた性に関する健康への自己管理ができるよう、健康教育や相談体制等の取組みを進めるとともに、妊娠・出産・育児における一貫した保健医療サービスの提供などの健康保持支援を進めていく必要があります。

施策の方向

(1)性の尊重についての意識の浸透

1. 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の理念についての理解を深め、生涯を通じた健康づくりの重要性についての認識を高めるため、さまざまな機会を捉えた教育、広報・啓発活動を展開すること。
2. 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する科学的知識、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観などの性教育の充実を図るとともに、教職員に対する研修等を行うこと。
3. 生涯学習においては、性と生殖に関する健康と権利などの性に関する学習内容をとりあげ、学校・家庭・地域の連携による学習機会の充実と情報の提供などを行うこと。

(2)性と生殖に関する健康支援の充実

1. 思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期等各ライフステージを通じて、男女が性と生殖に関する健康な生活を営むことができるよう、性と健康に関する相談や健康づくりの支援を行うこと。
2. 女性が安心して妊娠・出産期を過ごせるよう、母性保護の充実のための保健医療対策と健康づくりの支援を行うこと。
3. 母体保護に配慮した就労環境の整備のため、関係機関と連携しながら普及啓発を行うこと。

4. 男女が共に生涯にわたって健康に過ごせるよう、総合的な保健医療対策と健康対策を推進すること。
5. エイズ・HIV感染や性感染症に関する正しい知識の普及啓発などを行うこと。また、薬物乱用防止のため積極的な広報・啓発活動や青少年等に対する教育を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めること。

重点課題4 男女間のあらゆる暴力をなくす

現状と課題

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性暴力などの暴力行為は、性別による固定的な役割分担意識や経済的格差など男女の置かれている状況に根ざしている場合が多く、また、これらの暴力行為は、被害者の心身に深刻な影響を残します。

このため、あらゆる暴力の根絶に向けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」などの関係法令の周知をはじめとする広報・啓発活動を充実するとともに、複雑・多様化し、潜在化している問題に迅速かつ的確に対応するため、相談などの専門機関の充実や関係機関相互間の連携による支援体制を整備する必要があります。

施策の方向

(1)セクシュアル・ハラスメント対策の推進

1. 企業や学校、団体、地域等、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、関係機関と連携しながら、広報・啓発活動を展開すること。
2. 関係機関と連携しながら、セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施や苦情相談体制の整備を進めること。

(2)ドメスティック・バイオレンス対策の推進

1. 潜在化しがちな配偶者からの暴力を許さない社会意識を高めるよう、関係機関と連携しながら、さまざまな機会をとらえた広報・啓発活動を展開すること。
2. 被害者の相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員や関係職員の資質の向上に向けた取組みを進めること。

3. 関係機関と連携しながら、被害者の適切かつ迅速な保護を図るとともに、加害者も含めた相談から保護・自立に至るまでの総合的な支援体制の整備を進めること。
4. 民間団体と連携しながら、被害者の保護等に関するシステムづくりを進めること。

(3)性暴力・ストーカー行為等に対する取組みの推進

1. 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるよう、関係機関と連携しながら、さまざまな機会をとらえた広報・啓発活動を展開すること。
2. 被害者の相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員や関係職員の資質の向上に向けた取組みを進めること。
3. 関係機関と連携しながら、被害者に対する保護・支援体制の整備を進めること。
4. さまざまな形態の暴力について、その実態を把握し、予防や再発防止の方策を総合的に検討すること。
5. 性暴力の根絶に向け活動している民間団体等と連携して、児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた取組みを進めること。

重点課題5 家庭生活と社会参画を両立させる

現状と課題

現在、子育て・介護・家事労働や地域活動の多くは、女性が担っているという状況にあります。女性の職業生活の実態をみると、特に本県の場合は、出産・子育て期に退職し子育て終了後に再び働きはじめる（M字型就労形態）女性の割合が、全国と比較して高い傾向にあります。また、男性にとっても仕事を中心の生活で、子育て・介護・家事労働や地域活動への参画がほとんどできないという現状があります。

このため、男女が共に家庭生活と職業生活や地域活動との両立ができるよう、雇用環境の整備や社会的支援の充実が必要です。

施策の方向

(1)仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

1. 育児や介護を行う男女に対し、相談や情報の提供、ファミリー・サポート・センターの設置に努め、働き続けやすい環境づくりを進めること。
2. 企業に対して、育児・介護休業や育児や介護のための短時間勤務制度・フレックスタイム制度、子ども看護休暇制度等の導入を働きかけること。
3. 働く男女が家族の一員としての役割を果たすとともに、地域活動に積極的に参加できるよう企業等に対し労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇等の制度の導入など環境の整備を働きかけ、ゆとりある生活の実現に向けた取組みを進めること。
4. 育児休業や介護休業を取得した労働者を対象に、休業期間中に必要な生活資金を融資するなど、生活の安定を図ること。

(2)子育て支援策の充実

1. 就労形態の多様化に対応して、保育所の施設整備や、低年齢児保育、延長保育、休日保育、一時保育など多様な保育サービスの充実を図ること。
2. 小学生低学年児童のための放課後児童クラブの設置や児童館・児童センターの整備など、地域における放課後対策と児童の健全育成に向けた取組みを進めること。
3. 子育てに関する孤独感や不安の解消を図るため、子育て相談支援体制の充実を図り、情報の提供を行うこと。
4. ひとり親家庭に対しての相談や生活安定・自立のための施策の充実を図ること。
5. 子育て支援に取り組むNPO等の民間団体の活動やネットワークづくりの支援を行うこと。

(3)高齢者・障害者等の支援策の充実

1. 高齢者や障害者等が共に社会を支える重要な一員として、地域で安心して自立した生活ができるよう、相談体制や情報提供の充実などの支援を行うこと。
2. 高齢者や障害者等が快適な社会生活を送れるよう、移動交通環境、公益的施設等の社会基盤の整備を進めること。
3. 介護に対する意識を高めるとともに、介護についての正しい知識や技術の普及を図るほか、相談体制の充実を図ること。
4. 要介護高齢者ができるだけ身近なところで必要なサービスが利用できるよう、社会基盤の整備を進めること。
5. 市町村の在宅介護支援センターを中心に、NPO等の民間団体と連携しながら、福祉・保健・医療による総合的な地域ケアシステムの確立に努めること。

重点課題6 多様な働き方ができる場をつくる

現状と課題

女性の職場進出・職域拡大が進む中で、男女雇用機会均等法など法制上の整備や支援制度の整備等により、雇用環境の改善が進んでいます。しかし、今なお、性別による不利益な取り扱いが見られたり、意欲と能力を活かした自立的な働き方が困難な状況にあります。

このため、男女が性別により差別されることなく、個人の能力を十分に発揮できるよう、実質的な男女の均等な雇用機会と待遇を確保するとともに、女性の職業能力の向上と自由な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、職業能力開発なども必要です。また、雇用・就業形態の多様化の中で、男女が多様かつ柔軟な働き方を安心して選択できる就業環境も整備が一層必要になっています。

また、主として家族労働に支えられた農林漁業や商工自営業においては、健康管理面を配慮した安全で快適な就業条件の整備を進めるとともに、生産の担い手としての技術・経営管理能力の向上を図る必要があります。

施策の方向

(1)職業能力の開発と多様な就業機会の確保

1. 労働者が自由な職業選択のもとに、その能力を十分発揮できるよう、職業能力の開発と向上を行うための支援を行うこと。
2. 公共職業能力開発施設や民間の教育訓練機関が、それぞれの機能を活かしニーズに応じた職業訓練の機会を充実すること。
3. 再就職の機会の拡大を図るため、求職相談、技術講習、職業訓練や雇用情報の提供等を行うこと。

(2)多様な働き方を可能にする就業環境の整備

1. パートタイム労働、派遣労働等の多様な就業形態における労働条件の向上に向けて、就業環境の整備を働きかけること。
2. SOHO、テレワーク等の多様で柔軟な働き方について、情報を提供するとともに、必要に応じてその実態を調査すること。

(3)起業者・自営業者への支援

1. 自営業において、家族従事者として果たしている役割の重要性が正当に評価され、経営や家庭生活に男女が対等なパートナーとして参画していくための啓発を行うこと。
2. ベンチャー企業や起業者が企業活動に必要な基礎知識などを学べるよう、セミナーを開催するなど支援を行うこと。

(4)農山漁村における男女のパートナーシップの確立

1. 農山漁村の女性が、労働に見合った報酬が得られ、経済的自立が図られるよう、家族経営協定の普及など家族の相互ルールづくりと農業者年金等への加入を進めること。
2. 女性が安全かつ快適に就業できるよう、機械器具・技術等の改良・普及の促進や、労働時間等の労働条件の整備促進に向けての啓発を行うこと。
3. 女性が知識や経験・能力を発揮して、経営や社会への参画が進むよう、経営の近代化・多角化等に対応した研修等の機会を充実すること。
4. 地域においてさまざまな組織活動やグループ活動に取り組めるよう、関係団体と連携を深めながら、支援体制の強化に努めること。
5. 広域的なネットワークや地域間交流で広い視野が養えるような環境づくりを進めること。

(5)高齢者・障害者等の自立の支援

1. 高齢者や障害者等が経済的に自立して、安定した生活がおくれるよう、知識・技能が発揮できる就業機会の提供や職業能力開発・訓練等を充実すること。
2. 高齢者の知識経験を活かした就業機会を提供するため、シルバー人材センター等の積極的な活用を図ること。
3. 高齢者の生きがいづくりやボランティア活動への参画支援等により、高齢者の地域社会活動・地域文化活動等への参加を働きかけること。